

地籍調査成果の電子データでの提供について

国土交通省 土地・建設産業局

地籍調査成果の電子データでの提供について

<事務局から国土交通省に対する質問事項>

農業経営者や関連事業者から、地籍調査の成果である地籍図(調査後の分合筆を反映したもの)について、一定のまとまった区域を対象に(例えば旧市町村の全域)、GISソフトで直ちに利用できる形式の電子ファイルを、相応の対価で入手したいとの要望がある。この要望に対する国土交通省の対応方針を具体的に説明願いたい。

国土交通省の対応方針

現状	境界等に関する情報の電子データ(左記電子データを組み合わせることによって地籍図等となる)は、市町村等が求めに応じて個別に提供しており、市町村等の対応にバラツキがあるところ。
課題	<p>①誰もが手軽に入手できる形でオープンデータ化されていない。</p> <p>②地籍調査後、土地の境界等に変更が生じた場合は、登記所備付地図等を基に最新の情報に補正を継続的に行わなければならないが、全ての市町村等で行われているわけではない。</p>
対応策	<p>①境界等に関する情報のオープンデータ化を目指す。政府全体の方向性を踏まえつつ、個人情報保護やデータ提供の効率化など検討を要する事項に対応するため、平成29年4月より学識経験者、地方公共団体、関係省庁等の関係者によって構成される検討の場を設け、夏頃を目途に一定の結論を出す予定。</p> <p>※昭和60年以前の成果は境界の座標値までではないが、昭和61年以降は測量技術の進歩により境界の座標値を有する成果が増加し、平成14年以降は境界の座標値が全て電子データ化されている(平成13年以前は基本的に紙媒体のみ)。</p> <p>②市町村等で保管・管理している地籍図等について、境界等に関する情報を最新の状況に補正するべく市町村等とも協議・調整を図っていく。</p>

※ 地籍調査の成果は、調査完了後速やかに登記所に送付され、登記所備付地図として備え付けられる。登記所備付地図は電子データで管理され、以後、登記の申請等に基づき更新されることから、登記所備付地図に係る電子データを活用することが効率的であり、かつ有効と考える。

【参考】土地の境界と現地における利用範囲が異なる例

—— 地籍調査で確認した境界



農地では、一筆の土地の中に部分的に水路やあぜ道などが設置され、地籍調査で確認する土地の境界と現地において利用される範囲が異なる場合や地籍調査後に現地の土地利用が変更される場合も少なくないため、地籍調査の成果(境界に関する情報)を活用する場合には留意を要する。

【参考】地籍調査の概要

地籍調査とは

- 国土調査法に基づき主に市町村が実施
- 一筆ごとの土地の境界や面積等を調査
- 成果は登記所にも送付され、登記簿を修正し、登記所備付地図になる

【公図】
明治期に作られた
図面



【地籍図】
境界が正確な
地図

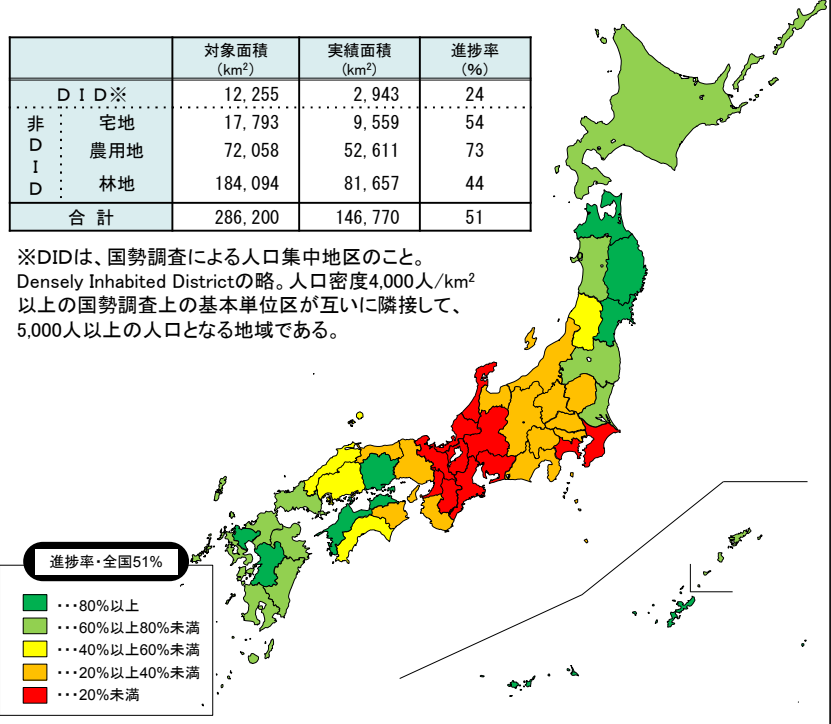


地籍調査

地籍調査の進捗状況(平成27年度末)

	対象面積 (km ²)	実績面積 (km ²)	進捗率 (%)
D I D※	12,255	2,943	24
非 宅地	17,793	9,559	54
D 農用地	72,058	52,611	73
I 林地	184,094	81,657	44
合計	286,200	146,770	51

※DIDは、国勢調査による人口集中地区のこと。
Densely Inhabited Districtの略。人口密度4,000人/km²
以上の国勢調査上の基本単位区が互いに隣接して、
5,000人以上の人口となる地域である。



地籍調査の主な効果

地籍調査を実施し、正確な土地の基礎的情報(境界、面積等)を明確にすることで様々な効果が創出

- 事前防災対策の推進、災害復旧・復興の迅速化
- インフラ整備の円滑化
- 民間都市開発の推進

防災集団移転促進事業において期間が縮減された事例(宮城県名取市下増田地区)

実施 **約7カ月** (【期間の縮減効果】 半年~1年)
未実施 **約1~1年半(推計)**

【民間開発事業に長期間を要した事例】

六本木ヒルズでは地籍調査が未実施
⇒ 約400筆の境界調査に**4年もの歳月**



国土調査事業十箇年計画

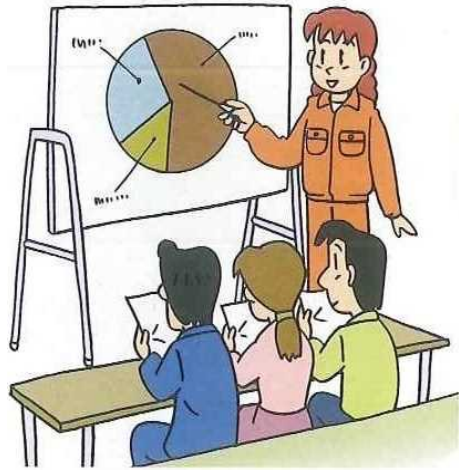
- 第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)
特に進捗の遅れている都市部及び山村部における重点実施を位置付け

中間見直し

- 国土審議会土地政策分科会企画部会
国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書(平成26年8月)

現行の国土調査事業十箇年計画を基本としつつ、東日本大震災の発生や南海トラフ地震対策等の進展を受け、**災害への備えなど地籍整備の緊急性がより高い地域での地籍整備を優先的に推進すること、特に南海トラフ地震による津波浸水想定地域等において重点的に対応すること等**が方向性として示された。

【参考】地籍調査の流れ



①住民への説明会
調査に先立って、住民への説明会を実施します。



②一筆地調査
土地所有者等の立会により、境界等の確認をします。



③地籍測量
地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を行います。



④地積測定・地籍図等作成
各筆の筆界点をもとに、正確な地図を作り、面積を測定します。



⑤成果の閲覧・確認
地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設けます。



⑥登記所への送付
登記所では、地籍図が登記所備付地図として備え付けられ、市区町村等においても保管されます。